

表 4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク 1)	戒告 (ランク 2)	事務所閉鎖 (ランク 3～15)	登録取消 (ランク 16 以上)
文書注意 (ランク 1)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;">+ 1 ランク (+ 2 ランク)</div> <div style="width: 60%; text-align: center;">+ 3 ランク (+ 4 ランク)</div> </div>			
戒告 (ランク 2)				
事務所閉鎖 (ランク 3～15)				
登録取消 (ランク 16 以上)	登録取消			

() は過去の処分等の監督処分事由が今回の処分事由と同一の場合

- 過去の処分等の事由が今回の処分事由と同一の場合は、上表中の () 内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の監督処分事由が表 1 のランク 6 以上に該当し、今回も同表のランク 6 以上に該当する場合は、登録取消を行うものとする。
- 過去の処分等が今回の監督処分事由となる行為から 5 年より前である場合は、上表中のランクを 1 ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の監督処分事由が表 1 のランク 6 以上に該当する場合は軽減しない。